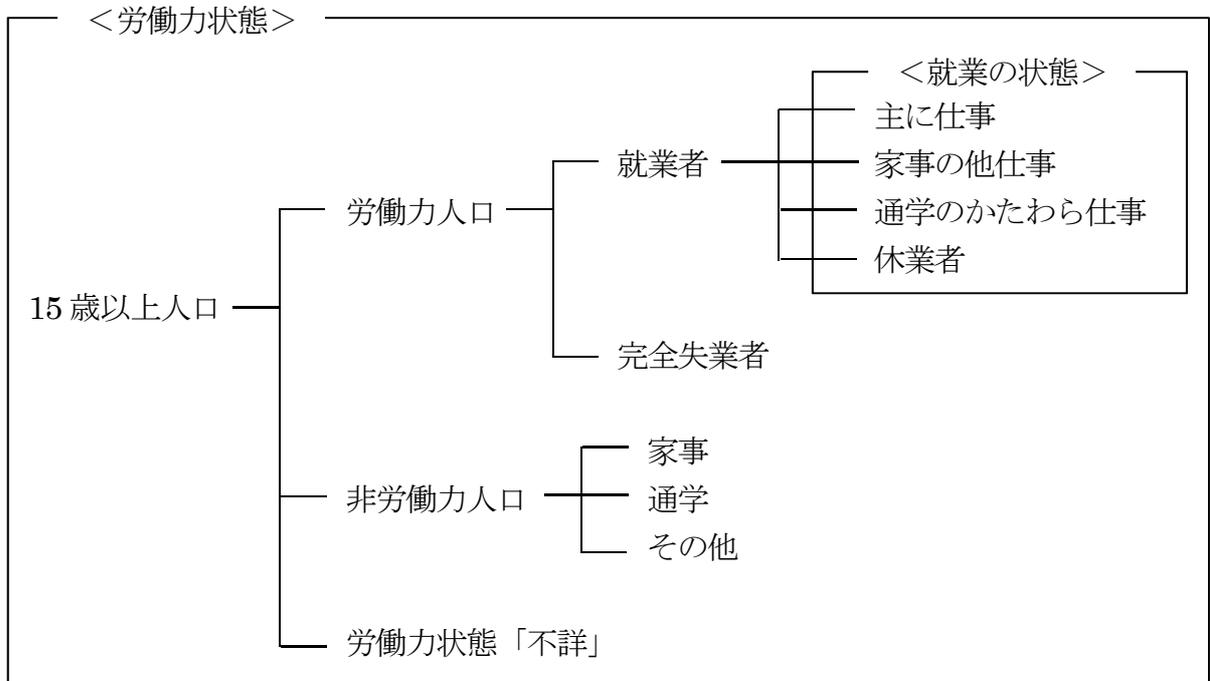


用語の解説

○ 労働力状態・労働力率

(1) 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



区 分	内 容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	<p>調査委期間中、賃金、給与、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者。</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査期間中、少しも仕事しなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。</p> <p>②事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合。</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>
主に仕事	主に勤め先での仕事や自営業主などの仕事をしていた場合。
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合。
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合。
休業者	<p>①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。</p> <p>②事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合。</p>
完全失業者	調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者。
非労働力人口	調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者。
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合。
通学	主に通学していた場合。
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）。
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合。

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

(2) 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

$$\text{労働力率} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

○ 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査期間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

区 分	内 容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人、パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人。
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人。
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はこれらに近い名称で呼ばれている人。 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人。
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員。
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人。
家族従業者	農業や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人。
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない人。

○ 産 業

「産業」とは、就業者について、調査期間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成 27 年調査の産業分類は、平成 25 年 10 月に改訂された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっています。

報告書等では、産業大分類を 3 区分に集約している場合がありますが、その区分はかによっています。

区 分	内 訳
第 1 次産業	A 農業、林業 B 漁業
第 2 次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第 3 次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

※ 詳しい定義や内容例示については、日本標準産業分類（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm）を参照してください。

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の 3 区分には含まれていません。

<参 考>（特殊な編成）

「I 卸売業、小売業」の中分類「無店舗小売業」については、販売品によりそれぞれ小売業に分類することとし、有店舗、無店舗の区別をしていません。

小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、その活動の対象となる事業所の主な経済活動と同一の分類とします。

《注意点》

- ① 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

○ 職 業

「職業」とは、就業者について、調査期間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。なお、従事した仕事有二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

平成 27 年調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）を基に再編成したもので、12 項目の大分類、57 項目の中分類、232 項目の小分類から成っています。

※ 詳しい定義や内容例示については、日本職業標準分類（http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokugyou/21index.htm）を参照してください。